

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年5月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101182号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200023号

第1 結論

- 1 請求期間①から⑬までについて、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。
請求期間①から⑬までに係る別表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る請求期間①から⑬までに係る別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。
- 2 請求期間④、⑤及び⑦について、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。
請求期間④、⑤及び⑦に係る前記訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月
② 平成19年3月
③ 平成19年7月
④ 平成19年11月
⑤ 平成20年3月
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年3月
⑨ 平成21年12月
⑩ 平成22年3月
⑪ 平成27年3月
⑫ 平成29年7月

⑬ 令和元年7月

年金事務所からのお知らせにより、請求期間①から⑬までの標準賞与額の記録が漏れていることに気付いた。賞与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑬までについて、請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①の賞与支給日については、事業主から提出された平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿により、別表の第1欄に掲げる日とし、当該期間を除く請求期間①から⑬の各賞与支給日については、賞与明細書には記載がなく、現金支給である上、確認できる資料がないことから、賞与支給月の月末と認定し、それぞれ同表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所。)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間④、⑤及び⑦について、賞与明細書により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に見合う標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間④、⑤及び⑦における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給日	賞与支給額 に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文 訂正後の 標準賞与額
①平成18年7月	平成18年7月31日	35万円	35万円	35万円	—
②平成19年3月	平成19年3月31日	20万円	20万円	20万円	—
③平成19年7月	平成19年7月31日	40万円	40万円	40万円	—
④平成19年11月	平成19年11月30日	40万円	39万1,000円	39万1,000円	40万円
⑤平成20年3月	平成20年3月31日	22万円	20万円	20万円	22万円
⑥平成20年7月	平成20年7月31日	35万円	35万円	35万円	—
⑦平成20年12月	平成20年12月31日	35万円	34万2,000円	34万2,000円	35万円
⑧平成21年3月	平成21年3月31日	22万円	22万円	22万円	—
⑨平成21年12月	平成21年12月31日	35万円	35万円	35万円	—
⑩平成22年3月	平成22年3月31日	23万円	23万円	23万円	—
⑪平成27年3月	平成27年3月25日	30万円	30万円	30万円	—
⑫平成29年7月	平成29年7月31日	30万円	30万円	30万円	—
⑬令和元年7月	令和元年7月31日	25万円	26万円	25万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101510号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200025号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月28日の標準賞与額を7万7,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月28日

A社から支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成30年12月分賞与明細書により、請求者は、請求期間に同社から7万7,400円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額7万7,000円に基づく厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月28日の賞与について、請求者に係る被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年12月22日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年12月28日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101463号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200024号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年4月から昭和61年3月まで
② 昭和61年4月から平成元年9月まで

A社に勤務した請求期間①及びB社に勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。いずれも正社員として勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者は昭和59年1月5日にA社で資格取得した記録が確認できるところ、同社において、請求期間より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した現在の事業主は、請求者について自身が入社した時に同社に勤務していた旨陳述していることから、請求者の勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社における請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、現在の事業主は、当時の資料は何も残っておらず、当時の役員及び経理担当者も既に退職している旨回答している。

また、請求者が記憶するA社における同僚3人のうち、一人に照会したものの回答を得られず、他の二人は同社における厚生年金保険の加入記録がなく、請求者は同僚の連絡先を知らない旨陳述していることから、当該二人に照会することができない。

さらに、A社における事業所別被保険者名簿において、請求期間の整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者はB社で昭和63年4月21日に資格取得し、平成元年10月20日に離職したことが確認できるところ、同社の商業登記簿謄本において取締役として氏名を記載され、請求者が同社の「社長」であった旨陳述している者（以下「事業主」という。）は、請求者が請求期間の頃に勤めていたのは間違いないと回答している。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は保有していない旨陳述し、B社は厚生年金保険の適用事業所になっていないと回答しており、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者が記憶する同僚二人について、請求者及び事業主は連絡先を知らない旨陳述していることから、照会することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。